

厚生年金被保険者の標準報酬から算出した実質賃金上昇率の推移

1993～2022年度 30年平均：0.0%

令和7年1月30日
厚生労働省年金局数理課

(出典) 令和7年1月30日厚生労働省年金局数理課作成資料をもとに
長妻昭事務所で資料作成



(注1) 厚生年金被保険者の標準報酬から算出した実質賃金上昇率。

厚生年金被保険者の標準報酬は、2000年度以前は年末（12月）の平均標準報酬月額の対前年同月比（2019（令和元）年財政検証結果レポート－「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（詳細版）－より作成）。2001年度以降は、性・年齢構成（※）の変動による影響を控除した標準報酬（年金積立金運用報告書より作成、2004年度以降は総報酬ベース）。

※2022年度からは性・年齢構成の変動に加え、所定労働時間構成の変動による影響も除去している。

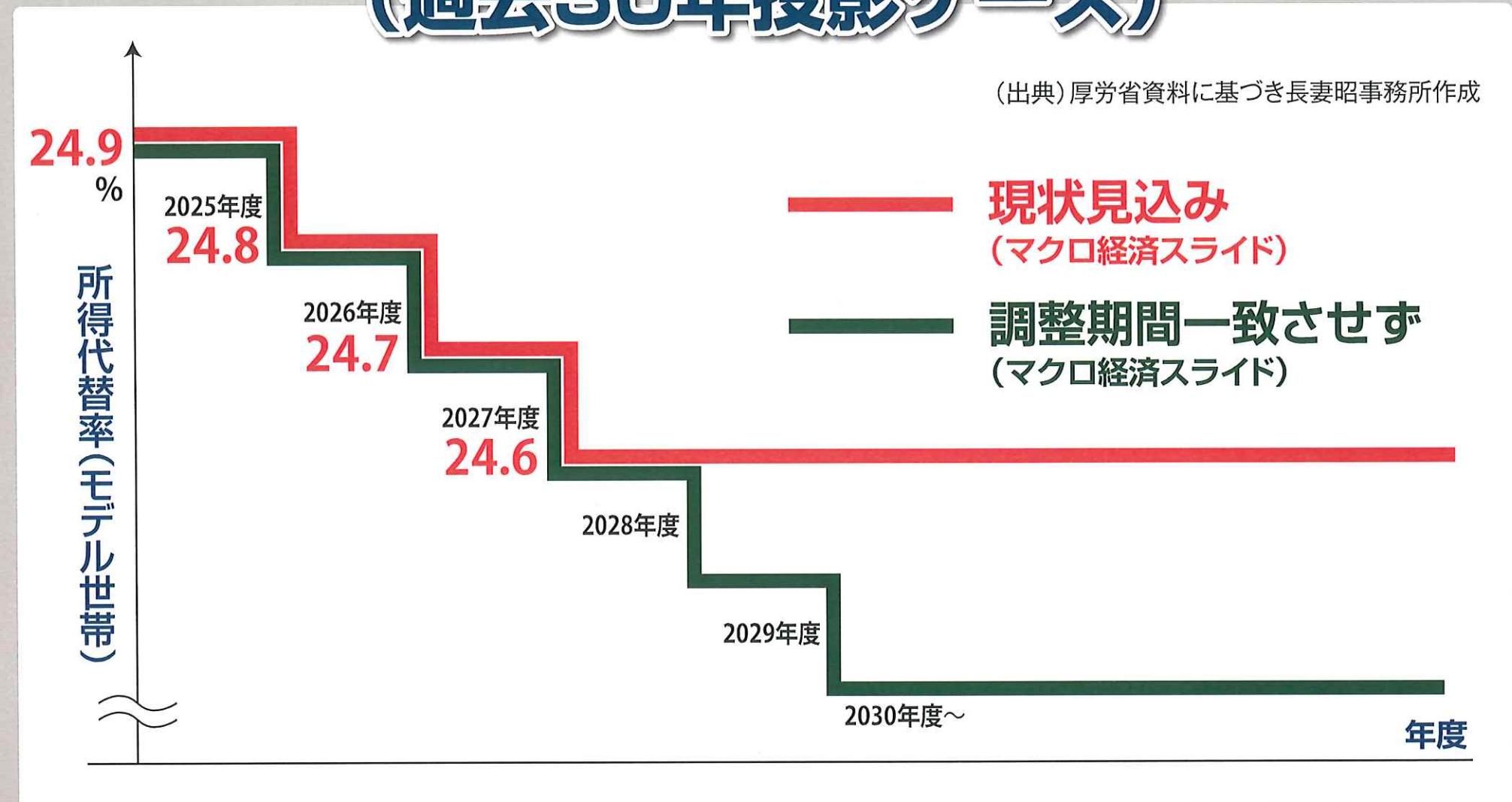
(注2) 実質賃金上昇率を計算する基となる消費者物価指数は年平均の伸び率としている。

(参考) 1971～2022年度までの平均は1.1%。

パネルの写し

出典資料をもとに長妻昭事務所で資料およびパネル作成
令和7年1月31日 衆議院予算委員会 立憲民主党 長妻昭 作成資料

厚生年金の2階部分の所得代替率の推移 (過去30年投影ケース)



「企業・団体献金禁止」の動き

- 1961年 第1次選挙制度審議会答申。「**会社、労働組合その他の団体が選挙または政治活動に関し寄付をすることは禁止すべきである**」
- 1963年 第2次答申。「**選挙資金および政治資金についての寄付は、個人に限る**」
- 1967年 第5次答申。「**政党はおおむね5力年を目途に個人献金と党費により運営を行う**」
- 1990年 第8次答申。「**将来は、政党の政治資金も個人の拠出により支えられるようになることが望ましい**」
- 1994年 **資金管理団体向けの企業・団体献金は5年後禁止、政党向けは5年経過後に見直す法改正。政党助成法成立**

(出典)東京新聞2024年12月16日版をもとに長妻昭事務所で資料作成

賃金(名目)の増加率(2019年→2024年)

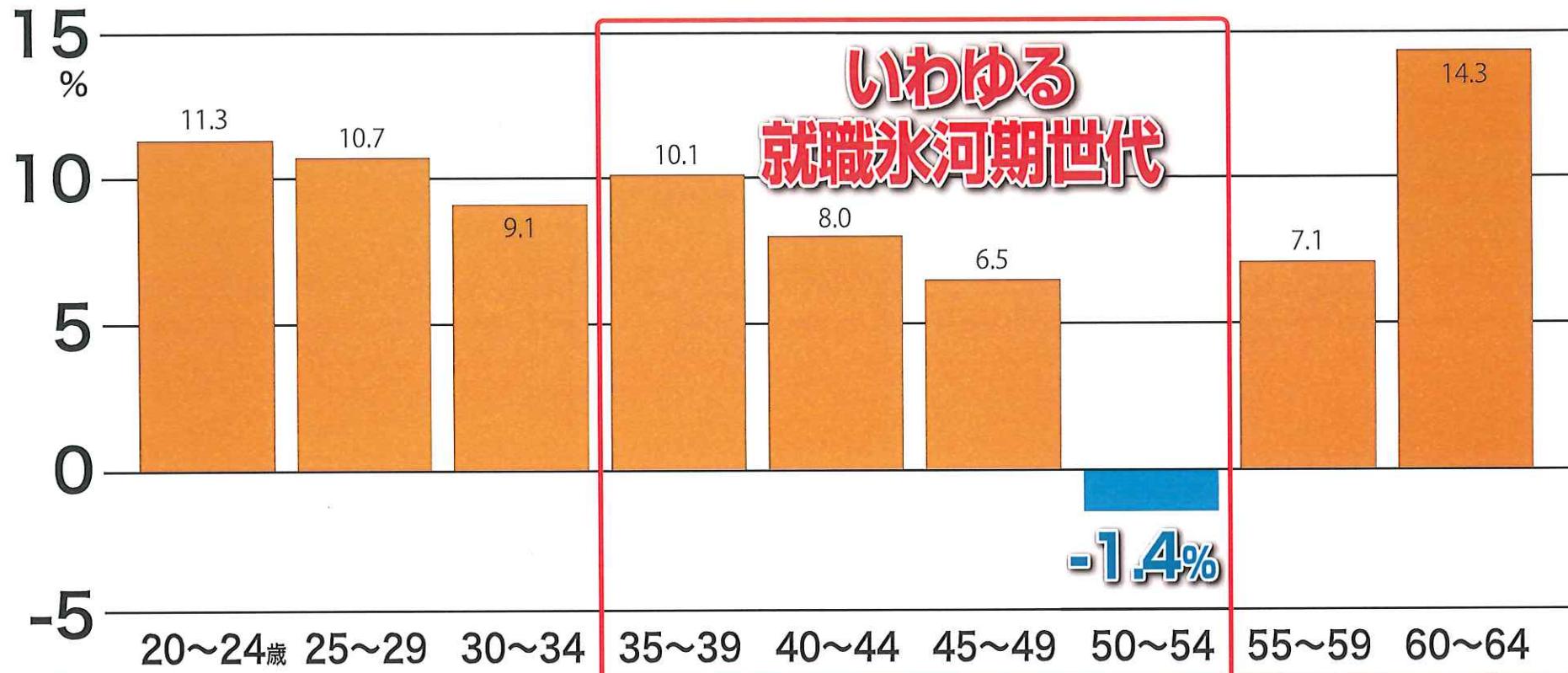
(出典)厚労省「賃金構造基本統計調査」令和元年調査結果及び令和6年速報結果をもとに厚労省賃金福祉統計室で算出

注1:企業規模1000人以上における所定内給与額を集計したものである。

注2:令和元年は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。

注3:令和元年は、令和2年以降と同じ方法で集計している。

注4:「いわゆる就職氷河期世代」とは、概ね1993年～2004年に学校卒業期を迎えた世代を指す。



日本の人口ピラミッド

(出典)総務省 人口推計(2023年10月1日現在)より

